

# 小規模多機能施設「和泉の家」

## 利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「契約者」という。）と 社会福祉法人 七野会（以下「事業者」という）は、契約者が 小規模多機能施設「和泉の家」（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護、短期利用居宅介護（以下、「小規模多機能型居宅介護等」という）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

### （契約の目的）

第1条 事業者は、小規模多機能型居宅介護等の事業の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、利用者がその能力に応じ、その者の居宅において自立した日常生活を営むことができるように適正な事業を提供することを目的とします。

### （運営方針）

第2条 指定小規模多機能型居宅介護の運営方針として事業所は、要介護者等の心身の状況（状態）を踏まえて、その有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。要介護者等の居宅において、又は、サービス拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助及び機能回復訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持改善並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

2. 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本方針として事業所は、どのような状態にある者であっても、生活機能の維持・向上を積極的に図り、要支援状態の予防及びその重症化の予防、軽減により、高齢者本人の自己実現の達成を支援します。

3. 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、居宅介護予防サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。

### （契約期間）

第3条 本契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期間までとします。契約期間満了日までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに更新されるものとし、以後も同様とします。

### （居宅サービス計画の作成など）

第4条 小規模多機能型居宅介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及

びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した介護計画を作成します。

- 2.介護計画はサービス計画にそったものとしします。
- 3.介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得ます。また、当該介護計画を利用者に交付するものとしします。
- 4.利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行います。又、小規模多機能型居宅介護等のサービスの変更にともなう、介護計画の変更をおこない、利用者又は家族に対して、同意を得るとともに、その計画書を交付します。

(介護保険給付対象サービス)

第5条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとしします。

- 2.事業者が提供する小規模多機能型居宅介護等のサービスの具体的内容、介護保険適用の有無については別紙「重要事項説明書」のとおりとしします。

(運営規程の遵守)

第6条 事業者は、別に定める運営規程に従い、小規模多機能型居宅介護等の事業をおこないません。

(サービス利用料金の支払い)

第7条 契約者は、要介護度に応じて第5条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとしします。

- 2 前項の他、契約者は、重要事項説明書に定める食事代等、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業所に支払うものとしします。
- 3 サービス利用料金は、1ヶ月毎に計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとしします。

(利用日の中止・変更)

第8条 契約者は、利用期日前において、小規模多機能型居宅介護等のサービスの利用を中止または変更することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとしします。変更の場合には、事業者は契約者の希望日を聞いた上で、利用日を協議するものとしします。

(利用料金の変更)

第9条 第7条第1項に定めるサービス利用料金の標準負担額について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとしします。

- 2 第7条第2項に定めるサービス利用料金については、事業者は契約者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料金の変更を申し入れることができる

こととします。

- 3 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第10条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する小規模多機能型居宅介護等のサービスの提供について記録を作成し、それを完結の日から5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、写しを交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- 5 事業者及びサービス従事者または従業員(従業員であった者を含む)は、小規模多機能型居宅介護等のサービスを提供するうえで知り得た契約者又は家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。但し、緊急の医療上の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 6 事業所職員は、契約者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者及びその家族の個人情報を用いません。

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第11条 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

(損害賠償責任)

第12条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条第5項に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(契約の終了)

第13条 契約者は、本契約の有効期間中、契約希望終了日までに事業者へ通知することによって、本契約を解除することができるものとします。但し、契約者の病変、急な入院

などやむを得ない事情がある場合はこのかぎりではありません。

2 契約者は、事業者及びサービス従事者が以下の行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者及びサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める小規模多機能型居宅介護等のサービスを実施しない場合
- (2) 事業者及びサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者及びサービス従事者が契約者もしくはその家族等に対して社会通念を著しく逸脱する行為を行った場合

3 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、催告期間が30日を越えたにもかかわらずこれが支払われない場合。
- (2) 契約者もしくはその家族等が事業者及びサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの著しい不信行為を行った場合。

(苦情処理)

第14条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等から苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、契約者と事業者は誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名または記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者 住所

氏名

印

署名代筆者 住所

氏名

印

(契約者との関係)

事業者 住所

京都市北区大北山長谷町5番地36

事業者

社会福祉法人 七野会

事業所名

小規模多機能施設「和泉の家」

代表者氏名

理事長 井上 ひろみ 印